



22中生第751号(園)

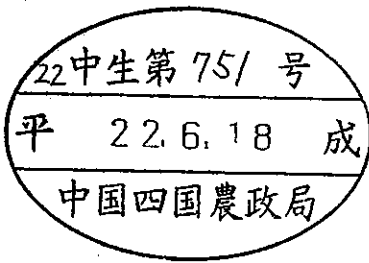
平成22年6月28日

香川県農政水産部長 殿

中国四国農政局生産経営流通部長

セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」の遵守について

このことについて、農林水産省生産局生産流通振興課長から平成22年6月15日付け22生産第1748号をもって別添のとおり通知があったので、御了知の上、貴県下の農業団体及び生産者等の関係者に対し別添の資料を配布する等による指導をお願いします。



22生産第1748号
平成22年6月15日



中国四国農政局生産経営流通部長 殿

生産局生産流通振興課長

セイヨウオオマルハナバチの飼養に関する「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」の遵守について

セイヨウオオマルハナバチの飼養については、特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）（以下「特定外来生物法」という。）第4条の規定により環境省の許可を受けることとなっておりますが、これに違反し、環境大臣の許可無くセイヨウオオマルハナバチが飼養されている事例が散見されるところです。

散見される違反事例は、セイヨウオオマルハナバチの飼養に環境大臣の許可が必要なことを認識していなかったことに起因するものであることから、再発防止を図るため、貴局管内の各県に対して、農業団体、生産者等の関係者へ別添の資料を配布する等による指導を依頼願います。

また、花粉媒介昆虫としてのセイヨウオオマルハナバチの取扱いについては、「平成22年農業技術の基本指針」においても記載しているとおおり、他の訪花昆虫を用いる等代替措置を積極的に検討することについても、併せて指導依頼願います。

